

平成25年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 16番 三和 郁子 17番 鈴木 市朗
 18番 内田 聡史 19番 田中 良隆
 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 15番 田中 孝嗣

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総務部次長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
課長補佐	遠藤 美穂子	主 査	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は19名であります。欠席議員は15番、田中孝嗣議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第18番、内田聡史議員、第19番、田中良隆議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告第7号、第12番、太田健一議員。

○12番(太田健一君) おはようございます。

それでは大きく3点について一般質問させていただきます。

まず大きい1点目ですが、市内小学校の学級運営について質問させていただきます。1点

目に、市内の小学校で今年度の新学期から授業が成り立たないような状況になっているクラスが3つの学年の3つのクラスであるというふうに聞いていますが、その詳細と現状を尋ねたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。ただいまの太田議員の市内小学校での現状についての質問についてお答えをさせていただきます。

学校からの報告及び学校訪問によりまして実態を把握しておりますけれども、5月の連休前後から、授業中の私語が目立ちはじめ、さらに授業中に立ち歩きやトイレに行く児童がふえるなど、学習規律がしっかり保てない状況がございました。該当児童の保護者には、一定、連絡も入れているところではございますが、普段の給食、それから清掃当番を怠ったりする児童が出てくるなど、学級集団としてうまく機能しない状況も見受けられました。

このような状況を改善するために、管理職や教務担当教員が支援を進めると共に、支援員を重点的に配置していきました。また、臨時の学級懇談会を開催する中で、保護者の方々に状況を報告し、ご意見を伺うと共に、子どもたちへの支援や指導についてご協力をお願いいたしました。現在のところですが、6月末から7月初めの学級懇談会以降、保護者の方々のご協力もあり、改善をできております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） もう少し踏み込んで詳細をお聞きしたいんですけど、該当児童と言われる生徒は、複数おられたのか、1名だけとか、どのような割合でしたのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほど3クラスということで質問を受けましたが、クラスの状況によりまして少し違いますけれども、複数の子どもたちがおりました。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 私もこの話をそもそも聞いたのは、保護者の方が、その小学校に通っている生徒を抱えている保護者の方々から、何か大変なことになっていると。学級崩壊みたいなことになっているところの話から始まって、少しいろいろ教育委員会にも何度か訪ねて話を聞かせてもらったりとかさせてもらいました。その中で、その学級

崩壊という定義がどういう定義なのかというところもあるんですけど、学級崩壊まではいってない。そうではなくて、授業が成り立たないちょっと困難な状況が起きている。その原因ということをお聞きさせて、現状を詳細をちょっと聞いた中で、その3つの問題が起きているクラスの担任をされている先生という方がおられますが、そこが1つ大きな問題があって、1つの学年、5年生の学年の担任の方は4月から新任で来られたとお聞きしています。あとまた2つの問題が起きている学年の担任の方も、臨時の教師の方で、若手の方で経験が浅いと、そういった状況の中で、なかなか子どもが言うことを聞かないことに対し対応ができなかったというふうに聞いています。

今、2点目の質問にもありますが、どのような対応を行ったかということ、1点目のお答えでも聞きましたけど、大きな問題として、そうした若手の担任の方が来られて対応ができなかったことに対して、具体的にどのような対策というか、先ほども支援員を配置されたとありましたけど、こういった形で具体的にされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 対応につきましては、先ほどお答えをしたとおりでございます。今後の対策としましては、学校での子どもたちの様子が十分に保護者に伝え切れていなかったこと、また保護者の協力が非常に大きいことがある。そういったことを踏まえまして、学級通信などによりまして、行事への取り組みの状況だけではなくて、普段の授業の様子や、それから仲間づくりについても積極的な発信を継続していくことや、日常の家庭訪問を大切にすることを通して、保護者の方々との連携強化を図りたいと、そのように考えております。

また、今も、若い先生というふうな声も出ましたんですが、やはり教員の指導力の向上が一番大事だというふうに考えておりまして、今後の学級づくりや学習指導、また、生徒指導に欠かすことのできないことから、管理職や教務担当教員による継続的な支援、それから指導に努めると共に、該当の学級担任だけの問題とせずに、学年の教師集団やスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、組織的な対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 3点目の質問に移りますが、現在の1クラスの生徒数というのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 現在、小中学校の1学級に人数ですけれども、国の基準及び県の基準によりまして、小学校1年生から小学校3年生までと、中学校1年生は35人、そして小学校4年生から6年生はいずれかの1学年と、中学校の2年、3年生においては、35人学級にできるとされております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 今回のこの問題の大きな根本のところをやっぱりつかんでいくことがすごく大事だと思うんですけど、今現状、クラスの生徒数というのが約35名ぐらいということなんですけど、35人でもすごく多いんじゃないかなと思います。僕たちの世代は40人以上いました。そのころはよしあしは別にしろ、先生が体罰をしていたような時代だったので、それがほんと多くの人数をまとめられた時代でもあったと思います。それが今までも体罰の問題、いじめの問題も取り上げてきましたけど、そういった中でやっぱり担任の先生、教師の方が抱える問題というのはたくさんあって、指導していくのにすごく大変な現状だということを物すごく聞いています。実態も。その中でやはり35人、昔よりは少なくなっていますが、県自体が昔6学年まで35人、少なく、学級をするというのが今途中でとまっています。それをさらに30人学級ぐらいまで下げていくということが、やっぱり具体的な対策として求められるんじゃないかと思えますけれど、その点についてはどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに現在の激しい社会の変化に伴いまして、児童・生徒、あるいは保護者のもとより、地域社会の学校に対する要望とかニーズは多様化、高度化、複雑化の一途をたどっておりまして、学校対しましてさまざまな教育課題が押し寄せている現状がございます。そのような課題や要望、ニーズに対応しなければならない一方で、教員の子どもと向き合う時間確保や日々の授業づくりのための教材研究の時間、最新の教育知識や技術を学ぶなどの授業力、生徒指導力の向上に係る研修の確保、また、教員の家庭生活や健康を守るという課題も大きなものがあるというふうに考えております。

こうした現状を踏まえますと、小中学校全学年の少人数学級編成が必要であると、そのように考えておりまして、国、及び県に対しまして、少人数学級編成の早期実現を要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 教育長も同じような認識でおられるということで、この少人数学級の実現が一つ解決の糸口にもなると思います。

またさらに、現状、僕の世代は子育て世代で、ちょうど小学校、中学校に子どもたちがすごく通っているんです。その中でやはり会ったときにいろいろな話を聞くと、例えば、ずっと教育委員会として保護者、生徒、教員の連携がすごく大事だということを言われておられます。そこが僕が聞いている中でなかなかうまくかみ合っていないのじゃないかということを感じています。

その1つが、これは1つの事例ですけれども、例えば子どもが学校で黒板に落書きをされた、悪口を書かれた。これはまた今のこの問題とはちょっと離れますけど、落書きされて、そのことを家に帰って親に言った。泣きながら言った。それを学校にどういうことやと言いにいった。すると、学校の担任の先生はその現場を見ていない。見ていないから、子どもからしたら書かれた生徒の名前も出して怒ってほしい、何とかしてほしいと言うけど、それを現場を見ていないから対応ができない。証拠がないからできない。担任の先生がどうしたかという、そういうことを見ていなくて問題解決できなくてごめんなさいと、子どもに対して教師の方が謝るといったような話を聞いて、僕も「ん」と思ったんですけど、保護者の方が、これはちょっと、こんな現状が今あるということ言われて、やはりなかなか保護者として先生のことを認めるといってできない現状があって、でも、保護者の方もよくわかっていて、今メディアにすぐ教師の問題を取り上げて、教師が悪者みたいな持っていき方を、テレビのメディアでもしていると。そのことにも問題があると思うけど、本当に今そういうように対応がなかなかうまくできていないという現状を、すごく疑問に感じておられるんです。そういった中で、今言われた、具体的なソフトな部分とか細かいことも大事ですけど、少人数学級というのを築き上げていくこと。

もう一つは、今、障がいを持った子どもに対しての県の加配でつけられておられます。そういったような加配の教員をクラスに、例えば3クラスあるなら担任の先生以外に1人つけるなど、そういうようにして、やはり今こういった現状の厳しい中で、担任の先生だけでは解決できないことに対して、具体的に支援員を1人つけて対応していく。そのことがすごく大事なんじゃないかなと思いますけど、その点に関してはどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 現在の野洲市小中学校の加配教員等に対するお尋ねだと思いませんけれども、現在児童・生徒に対する県からの加配教員といたしまして、24名の教員や15名の非常勤講師が派遣をされております。しかし先ほどもふれましたけれども、近年の教育課題への対応とか、個に応じた支援、指導の充実を図るには、とても十分とは言えない状況でございます。したがって、市単費によりまして、オアシス相談員や学校教育支援員を各校に2名から3名、合わせて25名の配置をしております。このことによりまして、特に本市の小中学校の課題の1つであります、別室登校あるいは不登校傾向の児童・生徒に対する支援は効果を上げております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番(太田健一君) 市としても支援員を取り組まれているということなんですけど、今回問題が起こったクラスで、具体的に話を聞きますと、担任の方ももう対応し切れない中でフォローしていかなければならない。実際どういう具体的な、ちょっと先ほどお尋ねしたんですけど答えがなかったので、僕が聞いた中でちょっとしゃべらせてもらいますと、校長先生、教頭先生がそのバックアップに回って、されたということなんですけど、実際1クラスだけじゃなくて3クラスもそういったクラスがあって、その中で、校長先生、教頭先生も授業を持っていたりされる、そういった状況で支援をされているのは、やはり限界がすごくあると思うので、現状をそういったような形の対応しか今できていないということなので、やはり支援する教師というものをもっとふやしていく。県に対して求めていくということがすごく必要だと思います。

本当に先ほどから言っていますけど、根本の問題は、さまざまある中で、1つは今の教師の若手の方々がどれだけ育っていけるかというところにかかっていると思うんです。根本解決していく。ベテランの教師の方にいろいろ話を聞きました。そしたら、やはり先生というのはこういった問題もたくさん経験して、やはりそれを積み重ねていくことで成長していく、前に進んでいくと。要するに今の時代は子どもも親も教師もすごく未熟だと言っていました。そういった本当に未熟な中でステップアップフォローして、教師そのものも成長していくという、若い教師が育っていくというベースをつくってあげるといのは大事だと思うんです。全国的に見たらやはり若手の教師がそういった問題が解決できずに、うつ病になられて、もう教師を続けられないということもたくさん聞いておりますので、そこら辺のことも考えて取り組んでいってほしいと思います。

以上です。答弁は要りません。

2点目の大きい問題に移ります。市内企業の雇用について質問をしたいと思います。

現在日本共産党の国会議員がブラック企業という問題、これは皆さんもご存知だと思いますけど、国会で取り上げて政府も調査を始めるといったような現状にあります。このブラック企業ということに関して少しちょっと説明させてもらおうと、このブラック企業は、かつて暴力団のフロント企業という意味で使われていました。しかし数年前から、若者たちの間で、違法、無法な働かせ方で労働者を使い捨てる企業がブラック企業と呼ばれるようになりました。それが有名企業にまで広がって、現在社会問題となっています。このブラック企業の典型的なやり方の1つは、新卒の若者を正社員として大量に採用し、過大な仕事を与え、長時間労働とパワーハラスメントで選別することです。その過程で多くの若者がうつ病など精神的疾患となり、退職に追い込まれる。入社からわずか2年、3年で若者を使いつぶす、これがまさに使い捨て。

このブラック企業が横行する背景には、財界と自民党政権が1990年代半ば以降、労働法制の規制緩和を進め非正規雇用を拡大してきたことがあります。その結果、若者の半数が非正規雇用に置かれました。こうしてかわりは幾らでもいる状態がつくられました。若者たちも、非正規になったらいざというときには使い捨てられるということを知っています。ブラック企業はそれを悪用し、正社員募集というニンジンをぶら下げて若者を集め、過酷な労働競争に駆り立てている。こういったような現状です。

この中で、具体的に日本共産党は、国会でその1つの企業名を取り上げまして追求しました。政府も認めざるを得ない。その中で解決していく問題として、1つは、政府として企業のこの離職率を調査して、離職率の高い企業を公表すること。採用の条件の中で、離職率の明示を義務付ける。こういったようなことをすべきだと。このことによって若者の雇用も守られていくということを訴えています。

こういったような現状が今ありますが、それに関しての、まず認識をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 皆様おはようございます。太田議員の市内企業の雇用についての質問で、最初にブラック企業というふうなことでの認識ということでございます。

ブラック企業とは、今申されましたような、劣悪な労働条件やパワーハラスメントなどの、従業員が悪い労働環境のもとで働かなければならない企業というふうなことで定義を

されていると思います。労働基準法等の法令違反をする企業であれば、当然のことではありますが、是正措置がなされなければならないというふうには考えております。報道にもありますように、法律違反が現在厚生労働省で調査をされるということですが、法律違反が見つかり、指導に応じない場合には、ハローワークでの職業紹介を受け付けない、また重大な悪質な違反が確認されれば、送検し社名も公表するというふうになっております。もう当然のことだと思っております。政府の調査結果、また、指導状況を注視していきたいというふうに思っております。

以上答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 今部長の答弁の中にもありましたけれども、政府の方もブラック企業に関する無料の電話相談というのを1日に実施されて、1,042件もの相談があったという新聞記事もあります。その中で、ほとんどが20代と30代、もう半数以上その相談された方が占めていたということです。

この実態というのが本当にひどくて、先ほど国会でも取り上げた企業などは、この離職率というのが、3年以内の離職率が、9年入社で53%、10年入社で47.4%、11年入社で2年間で41.6%、これは新卒の社員の2人に1人が3年以内にやめるというような、本当はかなり危機的なのか問題のある現状なんです。これが本当に中小企業ではなくて、大きな大手の大企業が行っている。そういった中で、大企業がぼろもうけをしているというような現状なんです。

なぜ、こういうふうに、大手の会社が正社員を使い捨てしていくか、するようになったかというのは、これはその企業で働いた社員の方がこのインタビューに応じて話されておられるんですけど、要するに、すぐに店長にするんです。やっぱり正規社員としては、すぐに店長にしようとする。半年、1年、もう半年ぐらいで店長にするということは、労働基準法の、店長ということは、管理、監督者、いわゆる管理職になるということで、そのために何時間働いても残業代を支払わなくても済む。だからどんどん店長にしていく。その店長が病気になるそういったことでつぶれたら、また若い人を店長にする。その繰り返しを行っているということです。

こういったような、本当にひどい状態が現状なんですけど、今本当に、これからの日本を担っていく若者たちがどう育っていけるかというのがすごく大事だと思います。その中で、こういったような現状、非正規労働の問題も、まだ解決していません。

野洲市は雇用に対してはすごく力を入れています。いろいろな対策をされております。そうした野洲市としては、こういった問題をしっかりと頭に入れて、市内の若者たちが、雇用、仕事の現状というものをどういうように感じておられるのかとか、こういったような、今取り上げたブラック企業の問題というのは、野洲市の中にもはびこってきているのか、そういった現状をつかんでいくことが大事だと思うんですけど、そういった声は、実態というのは把握されておられるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 若者の雇用対策につきましては、野洲におきましては重要な問題であるというふうなことを認識しております。当然若者の雇用を上げていくためにも、雇用等を遵守する企業の育成は重要であるというふうには考えております。市内の若者の雇用実態、これにつきましては、草津の公共職業安定所から、職業安定月報というふうなものがあります。これにより、年齢別の常用職業紹介状況で、実態把握というふうなことに努めておるんですが、現実的には、公共職業安定所の月報では、湖南4市のまとめたデータとなっておりますので、野洲市だけの把握というのはできていないということですので、また声についても把握していないというふうな状況でございます。

若者の雇用については、おうみ若者未来サポートセンターにおいて、雇用あっせんというふうなこともやっておりますし、市の方でも、労政の担当窓口で就労困難者に対して就労相談等も行っているというふうな状況でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 本当に市内の若者たちということにターゲットを絞って、声をまず聞いて実態をつかんでというところからスタートしていくべきだと思います。僕自身も、こういった新聞記事だけではなくて、実際に関わる若い人たちの話をいろいろ聞いてみると、例えば30代のある若者は、製造会社で働いているんですけど、朝というか繁忙期は、もう本当に夜10時まで働き続ける。土曜日も出勤する。そういった中で残業代は払われているけど、そういった勤務が繁忙期がたまにではなくてしょっちゅう来て、本当にもう休みの日は休む、もう寝るだけとか、体が疲れている。「もう食欲もなくて何かどんどんやせていくんですけど太田さんどうしたらいいですかね」みたいなことも言われて、これはもう本当に過酷労働の中で、そういった体調不調が出ているんやろうな。最近やっとその会社に労働組合ができたということをやっていたので、もちろん自分たちの雇用を守るためにも、お互いに頑張っていかなあかんという話はしてたんですけど、そういっ

たような現状もあります。

例えば僕と同級生の、今一部上場の大企業に勤めている営業職の彼も、以前は、本当にもう朝5時起きて12時に帰ってくる仕事をずっともう10年以上続けていて、体力があるからやっている。最近どうなのという話を聞いたら、もう本当に有名な大きな企業になったので、そんな働かせ方をしているとたたかれるから、最近はやっと落ち着いたみたいなことを言っていました。

何にせよ、そういった声をたくさん聞くんですけど、真面目な人ほどそういう過酷な労働環境の中でも、僕やったら、僕はいい加減なのですぐやめてしまうかもしれないんですけど、真面目な人ほどその中で、「何でやめへんの」と聞いたら「いや、やめたら逃げたことになる。どこへ行っても一緒やと思う」ということで、必死になって一生懸命働いている。本当に真面目な若者たちだなと思うんです。そういう人たちを本当に大事にしていくことが、宝ですから必要だと思うんです。

逆にというか、これから社会にでる若者の声も聞いていたら、今大学4年生です。その子の話も聞いていると、今就活していて、頑張れよという話をしていると、返ってくる言葉が、何かいろいろどんな夢があるのかなと思ったら、「いや負け組にならないように頑張ります」という言葉が返ってくるんです。ここに今の本当に実情というか、社会の実態が出ているんじゃないかと。今のこういったようなブラック企業がある非正規雇用ということも解決していないという、若い人からこれから社会に出る若者からすると、もうダブルパンチの中で、本当に夢も希望も持てないような、とにかくもう何とか就職するしかないというような現状があると思うんです。これから社会に出てくる若者たちにとって夢のある社会、夢のある野洲のまち、野洲市で働いていきたい、ここで住んでいきたいと思えるような環境をつくっていくことが大事だと思います。

以前、何年前でしたか4年前でしたか、ちょっと覚えていないんですけど、市内の企業に対して野洲市として助成金も払っています。そういった企業に対して雇用というものを守ってほしいという申し入れをすべきだということを、僕らも訴えていまして、実際に市長名でそういった市内企業に対しての申し入れを行われました。そのことは物すごく評価できることだと思うんです。

それと同じように、今回のことに関しても、やっぱり市民の暮らしと雇用を守るためにも、市内企業に対して指導を行っていくべきだと思いますが、その点に関してはどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 市内企業に指導ということでございますが、以前にもお答えをしていると思いますが、現行法制度のもとでは、指導監督する権限が市ではないというふうなことでございますけども、市といたしましては、従業員の待遇改善などにつきましては、ハローワークと連携しながら、商工会、工業会を通じまして働きかけをしたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） なかなか権限がなくて強くは言えないというところですけど、市内に対して指導を行うことは、その企業そのものも健全に育っていくことだと思うので、悪質な働かせ方をしても、最終的にはその企業自体に対して悪影響につながると思うので、さまざまな制約はあると思いますが、もう積極的にどんどん働きかけて、実態も聞きながら進めていってほしいと思います。

大きく3点目の質問になりますが、交差点の信号についてですが、ここにパネルを用意したんですが、言葉ではわかりづらいのでちょっと見てもらいたいと思うんです。

ここが書いているように駅で市役所で、この黒い斜めに走っているのが市役所前の通りです。ここに赤丸してあるところがあるんですけど、これはこっちの線路の行畑のアンダーです。くぐるところ。くぐって上って野洲市役所前の通りとぶつかる交差点、ここの交差点に関してなんですけど、ここは以前、昨年も他の議員が質問をされたと思うんですけど、ここの実態というのが、朝晩の通勤通学時間に物すごい渋滞が起きているんです。その渋滞がちょっと特殊というか、この駅から北口からアンダーを越えてこの交差点を右折したいけど、ここには右折信号もないのでどんどんたまっていく。僕も何度も使うので見ていたら、右折信号も何もなくて、さらにここは道路がよくなったので、どんどん妙光寺の方から国道8号線から車が直進してくるんですけど、右折ができないまま、もうひどい場合は1台とか1台も曲がれないときもあるといったような現状です。その、まずそういったような現状がありますが、それに対しての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） おはようございます。太田議員のご質問にお答えいたします。

市及び守山市におきまして、現地の状況確認は行っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 渋滞問題はここだけではなくさまざまところで起きていまして、根本的な解決策というのは、国道8号線の渋滞解消、このためにバイパスの開通などが、具体的な長い期間で考えていかなければならない問題だと思うんですけど、現状こういった中で、解決策としては、この交差点に右折の信号をつけることが必要じゃないかと思えますけど、その点に関してどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 当交差点の右折矢印信号機の設置要望書を、本年も6月初旬に守山警察署に提出しております。なお、市道野洲中央線等につきまして、朝夕中心に渋滞している状況でございますので、右折矢印信号を設置した場合には、今以上に渋滞を招くとも予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） ごめんなさい、ちょっと最後のところがよくわからない。もう一度最後の、右折信号があるとどうなるの。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今、野洲中央線、市役所の前の道路が渋滞しておりますので、右折信号で周期がなくなると、ようけ混雑するということが予想されます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 確かに信号でとめられる時間が長くなれば、渋滞は多少ふえると思えますけど、大事なのももちろん市役所前の通りの渋滞解消も問題、解決していくことも必要ですけど、今現状で、ここの今お話した右折信号があるところに対する渋滞というものが、僕もたくさん市民の声を聞いているわけじゃないですけど、かなり大きな問題だと思うんです。朝晩の現状を見てもらうと、自分自身が運転をすると一番わかるんですけど、もう全く進まないというような現状なんです。考えると、ここを少しでも解決していくことが大事だと思うんです。

今、ここを、僕もちょっと調べてみたんですけど、今、この市役所前の通りで、ここの久野部の跨線橋東、市役所前、野洲病院前、ここで4カ所信号があるんですけど、今右折信号があるのは、久野部の跨線橋東と市役所前です。野洲病院前はない。ここにも今言ったところにもない。野洲病院前に関しては、僕が感じるところでは、それほど大きな渋滞はまだ起きてないように見られます。そういった中で、市役所前、久野部のところには右

折信号があるんですけど、時間的には、僕はちょっと計ったんですけど、これは夜なので、朝晩とかで時間を調節されているのかもしれないんですけど、実際その右折の信号が出る時間というのは、もう2秒3秒なんです。黄色信号から右折信号、右折信号がまた黄色信号になって変わる。トータルすると10秒ぐらいです。たった10秒という時間です。

今言われたそのアンダーの先の今言っているポイントのところに信号をつけたところで、たった数秒の時間なので、そのメインの市役所前の通りについての渋滞にそれほど大きな影響は僕はないと思うんです。それよりは、たった2秒3秒でも、右折信号がつくと、それだけで2台、3台ははけていくというようなことにつながっていくので、そちらの方が渋滞解消につながると思うんですけど、そこら辺は認識の問題だと思うんですけど、強く右折信号設置ということを求めていってもらいたいと思うんですけど、もう一度見解をお願いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今の件につきましては、守山市に確認いたしましたところ、既に県警本部に上申しておられまして、今後交通実態等を調査していただきまして、最終的に県警本部、また公安委員会において判断される。順番待ちというところでございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 信号に関しては順番があって優先度というのがあるので、簡単には解決しないと思いますけど、ぜひ設置されることを求めておきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第8号、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） おはようございます。4点にわたって質問をいたします。

まず最初に、景観条例に基づいた駅周辺の開発をということで、質問をさせていただきます。平成24年3月に景観条例が制定されました。その年の10月に景観計画を立ち上げ、重点地区を決めていくということになっております。まずこの景観計画はどのように今進捗しているのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さんおはようございます。野並議員の景観条例に基づいた駅周辺の開発というテーマでのご質問の、景観計画のご質問にお答えをいたします。

今議員ご指摘のとおり、計画を昨年10月に策定をいたしまして、その方針に基づいて野洲駅南地区を良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める重点地区として指

定しております。現在のところは指定をしたというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） このときに、20カ所ぐらいの候補地が挙がっていたんですけども、そういうところ辺の進捗とか、この景観条例に基づいて13メートル以上の大規模な建物に対しての届け出とかいうふうなことがこの条例ではあったのですけども、そういうところ辺はどういうふうなことに今なっているのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず重点地区は、県が定めていた地域と今回市独自でここを定めています。そしてあとの基準については今現在進めているのと、あわせて、今条例化で、風致地区と屋外広告物の作業を進めているところであります。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） この景観条例を議論をしたときに、あの駅前南口のところは高さ制限は景観条例ではできない。都市計画の用途区域の変更をしなければ、規制をかけていくことはできないので、15階建てぐらいは建てられる地域だというふうなことが、あの当時言われていまして、そのときにまだ野洲病院がどうのこうのというふうなそういうふうなことはありませんでしたので、行政としては、そういう高層な建物を建てることはできないというようなことを言われていたと思うんです。

この景観条例というのは、良好な景観をつくることを目的に、景観は市民共有の財産とうたわれていまして、空間も含めて市民の共有財産、といううたわれた意味は、大きいものがあると思います。その観点から、現在進めようとしておられる新病院の建設について、南口駅前のロータリーは横幅がなく、縦に開発を広げていくというふうな形になっていきますので、今後そういうふうなものを建てるときには、やっぱり圧迫感がない空間というのが必要やというふうに思うんです。現在、今出されている計画としてA案B案C案という提示していただいたんですけども、一番C案が圧迫感があるようなそういう配置図になっておりますので、これはやはり、A案B案も、高層の駐車場というふうなそういうこともかかれておりますので、景観審議会での議論も必要ではないかと考えるんですが、見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問にお答えします。そのとおりです。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） そうすると、これはいつの時点でどういうふうな形で審議会に諮っていくというふうな形になるのでしょうか。きのうの話ですと、全体的な構想、3.5ヘクタールの構想そのものは来年の半ばぐらいには、というふうなことが出されていたんですけども、そしたらこのかね合いとかみ合いはどういうところで行われるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 通常景観審議会に諮るということになると、一定の熟度が達したことになりますから、恐らく来年の今の構想も、きのう何回も申し上げましたように、大学、そして学生、そして市民のワークショップで、あるところまで持っていこうとしているわけですし、その後で、いわゆる専門コンサルに具体的なレイアウトとか構造を設計していただかないといけない。まだ実施の設計じゃないですけどいわゆるプランニングをしていただかないといけませんので、本当はその後ですけども、何かえらい心配しておられるんですけども、隠れてやらない、ごまかしてやらないわけですから、常に公開でやっています。当然景観審議会の委員さんも知っておられるわけですし、進捗状況、景観審議会での他の案件で開くのであれば、そこにおかけをしようと思っています。

えらい何か心配しておられるんですけど、全然隠れてもやりません。ちょっと後で反問します。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時52分 休憩）

（午前9時52分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長の方から反問の申し出がございましたので、反問を許可いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員にきのうも病院等に絡めて駅前のご質問いただきました。最後に、信用ができないと、30年間裏切られ続けてきたと繰り返しおっしゃいまして、私はきのうの夜帰って、今日の質問、これは答弁協議に出てきているんですけども、ちょっと思い付くところがありまして、この雑誌をご存知ですか。

（発言する者あり）

○市長（山仲善彰君） ご存知ない。これは会派の方は多分ご存知ですね。その流れの雑

誌です。ここに、私も忘れていたんですけども、ほかしてあると思ってきのうの夜探したらありまして、これは1年以上前に出ている雑誌です。流れとしては野並議員なんかのお流れだと思います。今日は私もここだけ読んだんですけども、そのときに送られてきて。今日見たらこれの発行元はNPOねっとわーく京都21というところで、理事長さんが、このときですから今かわっておられるかしらないんですけども小林さんという方で、京都市職労委員長さんなので、おわかりいただけだと思います。発行はかもがわ出版という本屋さんで、これは結構明確な意見の本をたくさん出しておられますけど、私も隣の守山市の痴呆外来の専門の藤本先生の本もここから出ているので、出版社はよく知っています。

ここに、これ何かいつもの野並さんのやり方に似ているでしょう。アサヒ、行政、地元企業が絡んだJR野洲駅前開発の不可解な動きを追うということで、逢坂さんというフリーライターが書いています。私もこの方は知りません。ただこういう記事が出ました。このきっかけは野並議員がつくられたわけですね。

私もこれが送られてきて読んだんですけども、その後何か接触がなかったんですか。何か野洲市の共産党の議員さんはえらく後が弱い。あそこにきっかけをつくっておきながら、これはある方が問題意識を持ったから取材して書いたみたいですよ。ほとんど市の公開情報です。一部取材されていますけど。心配しておられるのだったら、私はあのときかなりショックでして、なって、すぐにまず、野洲駅北口の土地の問題が出てきました。いろいろ問題がありましたけれども、きちっと調べるだけのことは調べてやるだけのことはやっつつもりです。次に野並議員が、あそこの土地の市有地が不適正に無料で貸与されて、そしてその後開発許可と建築許可が出て、それでかえったと。きのうの丸山議員のご質問にも絡みますけども。

そうですか。えらい心配しておられるんですけど、やっぱり野洲駅前というのは、ここをもっときちっと責任を持って押さえていただかないと、私はそこは大きな問題だと思っているんです。あえて私から言うものと違って。いろいろ何か細かいことをいっぱい聞いておられますけれども、心配したとか裏切られていると。その裏切られたものがどこにあるのか。今の野洲のまちづくりは絶対それをやっていません。景観も当然景観条例の中では高さとかこれは用途の規制です。だから仕方がない。景観条例に高さとかそこを縛れなんて無理です。ただ、駅前ですからやはり高度利用も必要です。当然私権もあります。私の権限も。その中で最大限いい景観を守ろうということで考えています。

それと私も三上山の眺望は重要だと思いますけども、三上山の眺望だけにこだわったら、

今度は駅前のレートがゆがんでしまう可能性があります。だからやはり合意形成の中で、まずは駅前のプラン、そして病院のプランをつくった上で、広く、審議会というよりは市民の方に協議いただく。えらく景観審議会を重要視していただいているんですけど重要なんですけども、一番重要なのはやはり市民、そして議会だと思っています。景観審議会は私の附属機関ですから、そこにかけるかかけないかというようなことで狭く考えていただくよりは、当然景観審議会は私の附属機関ですから、市長の附属機関ですから、もう常にも相談いたしますし、庁内を挙げてやりますから、そんな都市建設部を除外してやるのか、隠れてやるのか、一切いたしませんので、もう言明しておきます。

これは知っておられると思ったんですけど残念です。ちょっと情報にうといのちがいますか。これはきのう丸山議員じゃない、西本議員じゃないですけど議会の図書館に寄附しておきますので、置いておきますので、ご拝読いただければと思います。

以上、お答えいたします。質問いたしますので、知っておられないというのを答えていただきたいと思います。私が言った、知っておられなかったし、駅前について取っかかりをつくられた後、えらく矛先が鈍っているという話を、これの読まれた方から聞きまして、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。野並享子議員。

○13番（野並享子君） 市長が今言われた本は私は読んでおりませんので、後できっちり読ませていただきたいと思います。

後の詰めが弱いというところですが、もう本当に建ってしまっ、既に事がもう済んでしまっているというところですので、あのときの不正があんな形であったということは、本当に全く議会は知りませんでしたから、ですから、あのときに問題があるということで、二度とそういうふうなことがないようにということで、私は全てオープンにさせていただいたんです。

そういう意味で、市長がその轍を踏まないようにということで今進めておられるということですので、それに対しては前市長とは全くスタンスが違いますので、今の市長のやり方そのものは、いいというふうに思っております。全て。

けども、今出されている、どういうふうなまち、駅前をというふうなことですが、これは24年7月23日の全協のときに、景観形成の懇談会のとき、6月30日に懇談会が行われていて市の回答がされているんです。公共施設の中に、三上山の眺望に関して公共施設において確保するということが言われているけども、このところは一体どこなんやとい

うふうなことで、公共施設の中に多くの方が自由に立ち入れる場所を確保していくという
意味であるというふうなことをおっしゃっていらして。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員、それは反問に対する答弁でしょうか。

○13番（野並享子君） とりあえず1年前に市が言っておられる部分に関しましては、
私はあの当時もいろいろ眺望点に関しては発言をしたんですけども、駅前の開発、あそ
この開発のときには、やはり空間を広げていただくという。

（発言する者あり）

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時01分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。反問に対しての答弁をお願
いいたします。

○13番（野並享子君） 確かにあの問題、不正なやり方でそれに市が加担をしたという
ところですか。本来やったら、市の職員の処罰というのかその責任、市としての責任があっ
たと思います。その当時の市長の責任が大きなものやったというふうに私は思います。最
後までいこうと思ったら、前市長に来ていただいて、きちっと説明なり議会としてのそう
いう対処をしなくてはならない。それが結論ではないでしょうか。あの問題に関しまして
はそこが一番の問題やというふうに、市の職員は市長の命令といいましょうか、市長の範
疇で動いていますので、やはり一番トップの市長の責任、前市長の責任だったというふう
に私は思うんですけども。そこまで議会としてやるのか、現市政がされるのかというところ
だと思います。

○議長（三和郁子君） 反問は、これで終了いたします。引き続き野並議員の一般質問を
続けて下さい。

○13番（野並享子君） 反問があると、私は次の質問の切替えがなかなか難しいんです。
ばっと私はそこに突っ込みますから。どこまで何を言うたかというのがわからなくなるん
です。

景観審議会は、その時点で終わってからではなくて、そのコンサルやらに出したそう
いったところで諮っていくということですので、先ほど言いました景観の部分に関して市
が答弁をしています。南地区は今後も開発が進められていく地区であること、また市の玄
関口であり、特に良好な景観形成を図っていく地区でもあることから、優先的に重点地区

として位置付けたということになっておりますので、やはりこの基本に基づいて諮っていかなくては、これは進んでいかなくてはならないというふうに思います。

3つ目に出していただいた、10月には新病院基本構想検討委員会が立ち上げられます。南口整備構想として県立大学と立命館大学との共同研究も行われるということですが、企画だけではなく都市計画課も入って関わっていく必要があるのではないかとこのように思いますが、答弁をお願いします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 質問にお答えをいたします。今議会で予算をお認めいただいたら執行ができますので、その段階では今、野並議員のご指摘のスケジュールになっております。当然都市計画課だけじゃなしに、関連する課全部が情報と意見が出せるような、情報が共有化できて意見が出せるような態勢で臨みたいと考えております。

以上お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 関連するということは、例えばどこの課になるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民全体の場ですから、例えば市民部の協働推進ですとか、あと文化も関係すると思っています。ですから市民の活動拠点であって、健康そして文化、まちづくり活動といったことですから、当然病院といっても全体の絵の中ですし、全体の絵の中には当然今言いましたところが関連しますので、都市計画だけじゃなしにそういった課も参画をしてもらいたいと思っています。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） いろいろな意見が、市の中にも皆さんの思いとして職員さんの中にもあろうかと思っておりますので、こういう形で広く市民の声そして職員の声というのが反映して、本当にもう100年に1度と言われるぐらいの、私は開発になるというふうに思っていますので、本当に後世に、さすが議会も頑張ったなど、市長も頑張ったなど、市民も頑張ったなど、いうように思われるような駅前にしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

2問目にいきます。学童保育の土曜保育の実施と、入所基準の見直しについて質問いたします。現在の全ての学童で施設整備が行われ、小学6年生まで入所可能になりました。しかしながら、今、祖父母がいる家庭では、父子や母子であっても学童には入所できない

状況となっています。子どもの養育は親が基本であり祖父母がいるからと排除するのは問題ではないでしょうか。祖父母にとっても孫の養育まで責任を負わなくてはならないというのは、いかななものでしょうか。入所基準の見直しを求めますが、見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） おはようございます。野並議員の、祖父母のいる家庭の子どもの入所基準の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。現在野洲市では65歳以上の祖父母が在宅であってもお預かりしており、現在のところ入所基準の見直しは予定してございません。

以上でございます。お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 65歳以上ということですが、私が知っているのは、60歳で定年退職をされたおばあさんというのか、母親は母子、子どもは双子、低学年ということで、学童保育所に1年生に入ったんですけども、定年退職でもう65にはなっていませんので、60歳定年退職ですから入れなくなりました。もう毎日子どもの、孫の面倒を見んならん。夏休みなどは本当に図書館に連れていったり、プールに連れていったり、びったし本当に拘束される。孫の養育に拘束されるような状況になっていました。ですからこの65歳以上の祖父母というのは、60歳で定年退職された方々は入らないということになります。60から64歳までの方は。これは見直しが必要なん違いますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 野洲市では、学童保育所を学校での教育とそれと家庭での保育を補完する制度だというふうに考えておりまして、家庭でその子どもたちを保育する力がある以上、それを市の方で積極的に取り上げてまで施設で保育をしていこうというふうなそれがいいのかというところが、そういうふうに思っておりません。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） どうして65で決められるんですか。祖父母が65になったら体力的にぐっと落ちるといえることですか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） これまでは65歳という制限もなかったわけですし、65歳以上でありましても祖父母がおられて、その方が就労なり、あるいは介護なり、そ

の方自身が病気であったりとかいうような家庭の事情がない限り、今申しました65歳以上の同居の祖父母でありましても、考慮していたんですが、平成24年で全ての待機児童をなくした段階でそれを見直しを行いまして、そのような緩和をしたものでございます。

なぜ65歳かと言われますと、今ご紹介の方は60歳定年でおやめになったということもございしますが、社会が徐々に定年の年齢を引き上げてきてもございますし、高齢者という扱いが一般に65歳でございます。60歳を超えてもまだまだ現役で働いておられる方も私どもの職場にもおられますし、そういった観点から社会的な高齢者という65歳というのを基準といたしました。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 社会的に65歳まで働ける、定年が延長されている、そういう場合はいいんでしょうが、もうそういうふうなことがないところにおきましては、やはり養育は親が基本やというふうに思いますので、低学年の、あれは小学校2年生だったか、とても家に2人置いていられないということで、ここは祖父母といなくて、おじいちゃんはまだとっくの昔に亡くなっていますので、おばあちゃんだけが必死になって放課後の孫を見ておられたということでかなりの悲鳴が上がっていたんです。そういうのは、今現在もだから65歳以下のところにおいては同様のことになりますので、やはり学童保育に預けたいという親、祖父母が「いや面倒見たるで」「孫の面倒ぐらいやったら見たるし」というおうちと、「とてもじゃないけれども見られない」というところの判断というのか、そういうふうなのは、申請が出されたら見てほしいということやというふうに私は思うんですけども、見ようと思っておられるところやったら学童への申請は出されないと思いますので、やはりそこは家庭の中でいろいろと事情があろうかと思しますので、申請されたものはやはり入所を認めていくというのが、私は現実合っているのではないかというふうに思うんです。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 65歳でというか高齢になられて働きというか就労されていないというのと、その方が家庭でお孫さんを保育できないと、力がないというのは別だと思えます。ご紹介のあった方は大変多忙な中で苦勞して保育して下さっているんでしょうけども、保育する力があるのとはまた、あるのというか65歳やから60歳やから定年したから保育する力がないというふうには判断しておりませんし、できませんし、原則申請があったのを、60歳以上であっても、65歳未満であっても申請をまず受け付

けて、そこで審査をせえというのは、ある一定の審査の基準がございますので、そこでそうすると審査の基準というのがあいまいになってしまいます。今ある基準というのが私どもでは妥当だというふうに考えてございます。その方がもし病弱で、とてもじゃないが通院していて子どもさんが見られへんのやとおっしゃるのでしたら、それはまた考えさせていただくことになるんですが、子どもを見るのが疲れるから市で見てほしいというのは、ちょっと違うと私は思います。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） いや疲れるとかじゃなくて、私が今言いましたように、養育というのは親が基本というふうなところだというふうに思いますので、そこらあたりはもう少し検討をしてもらわなければならないと思います。

もう時間もないので次に行きます。

土曜保育がされていないために、近隣の祖父母に預けて仕事をされています。高齢で病弱な祖父母から毎週孫を預からなければならず身がもたない。どこかで土曜保育をしてほしいという声を聞きました。社会福祉協議会のファミリーサポートがありますが、1時間700円であり、1日中お願いしようと思えば、朝8時から夕方6時までなら1日7,000円が必要です。1カ月2万8,000円、高収入の方しか利用できないというのではないのでしょうか。土曜保育を希望されている保護者の方がおられるのではないかと、現状を把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） それでは土曜日保育を希望する保護者の現状把握ができていいのかというご質問にお答えいたします。野洲市の学童保育所こどもの家は、学校の課業日及び春・夏・冬休みの学校の休業日を開所日として運営しております。さまざまな改善をこれまで図ってまいりまして、いろいろな方に対しまして、保護者会の方々と何度も議論しておりまして、積極的に問題解決を図ってまいったところでございます。関係者との長年の議論と実績の積み上げの上に今日の学童保育のサービスが成り立っております。このような過程の中では土曜開所のご意見はございませんでした。

しかし、就労形態が多様化している現在、潜在的なニーズはあろうと思っております。現に要望も聞いております。それがどの程度なのかを、今回予定しております子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査、これを利用いたしましてニーズ等を聞いていく方向で考えています。その調査結果をもとに、課題を整理し検討してまいりたいと考

えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 人数はそんなに多くはないと思いますが、この言っておられる方は、もう全部の学童でやるいうたら大変だろうと。人数が少ないんだから、どこかの学童保育所で設置してもらったら、どうせ子どもは車でみんな送り迎えしてはりますので、行くから、どこか1カ所、指導員さんは全体学童の中でローテーションを組んでもらうとかいうふうな形ででもどこかで開所してほしいということを言われていますので、ご検討をお願いいたします。

次3点目、生活道路や排水路の改修、補修についてお尋ねいたします。新規事業には国の補助金もありますが、補助は全額市単費であります。そのため補修がなかなか進みません。新規事業も必要ですが、市内の生活道路や排水路で維持補修や改修の要望はどれだけあり、年次計画で整備する計画は立てられているのか、明らかにされたいと思います。

例えば北口の線路側の道路の状況なんですけども、ちょっとわかりにくいかもわかりませんが、補修ではどうしようもないような形のへこみ方。それと向こうにグレーチングがあるんですけども、ここもボコンとこういうふうに落ちてきています。ここは北口の自転車置き場の隣のところなんですけども結構車も通りますし、歩行者も通勤通学の方も通られます。マルヨパンのところの排水路ですが、ここが祇王の駐在所です。マルヨパン。全ての水路、水が全部こっちに来てここに来て、祇王井川に入るんですけども、すごく細くて、それはもうこんだけの水が来たらここがあふれるというのは当然やというふうに思います。水路そのものも本当にこんな細い水路でして、側溝と同じです。それがこっちに流れてきて、ここに入る投入されるところがこんななんです。こんな狭い部分のこんだけです。こんだけのところですから、とてもじゃないけどこれだけの部分が、水が来たらあふれるというのは、もう現地の状況を見なくても、大雨のときにはあふれるというふうなそういうふうなことが言われています。

たくさんあちこちにいろいろなことがあると思うんですけども、こういった整備をせんらんとというのの年次計画が立てられているのかどうか、明らかにしていただきたいと思っています。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の生活道路や排水路の改修、補修についてのご質問にお

答えいたします。基本的には自治会と丁寧にやっていますので、わざわざ本会議で箇所までやっていただくようなものかと私は本当に思います、これ。議会の仕組みからすると、あえてご質問をいただかないといけないかと思うんですけども、まず自治会からの件数と言っていますが、私は全部見て決裁をおろしています。大体年間65件ぐらいあります。その他にも直接文書になっていないですから、話で聞いているのとかありますので、7、80件あるのだらうと思います。過去からのほったらかし、今までは検討しますとか前向きとかいうことですが、可能な限り時期を明示したりやっていますけども、過去からのツケが多過ぎます。学校の耐震化さえやってなかったんです。ましてや今、補助が受けられない道路とかほんまにできません。野洲川右岸線、前に西本議員が高過ぎると何回もおっしゃっていました。調べたらほんまに高過ぎます。

本当にお金をどこに使うのか。補助でいけるものは補助を使う。それもやってない。ましてやこここのところは追い付きません。ですから今の野洲市の現状を見ていただいたら、むしろ野並議員が地域に説明していただくのが本筋かと思っています。誠実にきちっとやれるものはやっています。幾つかは、平成の初めぐらいの約束も今は順番に果たしていますが、それを全部優先順位をつけてやれと。これは無理です。今の水路にしても、今から簡単に土地を確保して広げられるかどうかです。今の許認可も、今幾つか私は職員から協議を受けているのも、昔の感覚でやっているの、ついつい権利者とそしてから自治会との間に挟まれてできないことをどこか抜けようとか、もうあえて言っているのは、変なコンサルにならないでいきなさいと。厳格にやらないといけないんですけども、開発者そしてから自治会に挟まって、苦渋の策で市役所の職員がコンサルになっているようなケースがあります。

いずれにしても、これからつけを残しませんけど、過去のつけを今全部挙げて、それを優先順位というのはこれは不可能だと思っていますが、地域ときちっと話しながら誠実に対応していきたいと考えております。ただ舗装につきましては、これは平成21年でしたか、調べてきちっと実態はお出しをしていますので、計画的に順番に進めていっていただきます。

財政も何もかも公開していますので、むしろ野並議員が自分で序列をつけてこられたら、それが正しいかどうかこちらで検証させていただきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 単費で行わなければならない補修ですので、一気にできるなどとは地域の者も思っておりません。駅前北の道路の補修も、毎年年次計画で計画を立てておられましたから一番最後のところがまだこれ残っているんです。何年かちょっと放置されていまして、ですから最後はやってくれるやろうということでずっと待っておられますので、行政として何年先、2年先、3年先というふうな計画がわかれば、我慢できるところは我慢してというふうな、きのう市長が言っておられたように、我慢できるところは我慢してというところですが、やはりいろいろ事故があるとか、そういうふうな部分があったらあかなというふうに思います。

次、道路のグレーチングの目が粗く目の悪い方の白い杖が入ってしまうとか、高齢者の方の杖が入るとか、バギーのタイヤが溝に入るとか、車いすのタイヤが入るとかいろいろあります。こうした中で、野洲市内の国道、県道、市道の歩行者が通る道路で、目の粗いグレーチングというのがどれだけあって、計画的にどういうふうに変えていこうとされているのか、野洲駅の北口のエスカレーターのところも雨のとき滑っておられるとかいろいろありますので、そういうふうなところの計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） グレーチングについてのご質問にお答えいたします。何カ所あるとか、これは全ては調べられません。市の施設についてはある程度わかりますけど国道、県道もありますし、基本的に目が粗いです。というのは、疎通性を高めとかなないとすぐに目詰まりしますと逆に今度は水の、洪水までいかないとしても、水が側溝等に入りませんから。ですからどこまでがいいのかということで、市内でも粗いところを順次、特に今おっしゃったように、高齢者とか体の不自由な方のところは順次替えていっていますけども、全部は替えられていませんので、これも方針だけの話であって、何か所あって全てどうするかという話じゃなくて、前はやはり粗くて疎通能力を高めていたけども、別の問題が生じているので、そのあたりもう少し目詰まりしないレベルで細かくするというところに替えたいと思っています。余りお金の話はしたくないんですけども、結構グレーチングの工事もお金がかかりますから、誠意を持って順番にやっていきたいということでもあります。

以上お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 順次そういうところの声が上がっていると思いますので、ここを何とかしてほしいとかいう声が上がっていると思いますので、替えていっていただきたい

いというふうに思います。

次4点目の自主防災と避難所についてお尋ねをいたします。野洲第2保育園は広域の避難所になっています。昭和49年に保育所が建設され、栄地域の住民はずっと何かがあれば、避難できる場所と認識し安心して暮らしていました。今回保育園の移転に伴って跡地が売却されるということで、地域住民の8割の個人署名が添えられ、一時避難所として残してほしいという嘆願書が出されています。建物が耐震化していないのであれば、空き地として残してもらい自主防災の拠点にしていきたいという願いであります。全員協議会の中でもこの嘆願書に対する回答書をどうするかというのが出されておりましたが、この栄地域は、市も認識されていると思いますが、JRと新幹線とそして2メートルの深さの水路、西側は交通量の多い県道というふうなところに挟まれた地域であります。都市計画法以前の団地であり、道路幅も狭く公園も狭く、老朽家屋も多く、高齢者も多く、神社仏閣もなく、700世帯が暮らしているという地域であります。このような特殊な地域であるということを認識されているのか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の自主防災の避難所についてのご質問に。

（発言する者あり）

○市長（山仲善彰君） ああそうか、1回目ですね。失礼いたしました。

野並議員の自主防災と避難所についてのご質問にお答えいたします。今ご質問でご指摘の地域が特殊な地域かどうかという認識をしているかということではありますが、これは全員協議会等でのご質問でもお答えしていますように、それぞれの地域がいろいろな特性、あるいは過去からの経緯を持っていますので、そういう意味では個性はありますけども、特殊な地域という認識はしておりません。

以上お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 周りにすぐそしたら避難できる場所だというふうに認識されていますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 避難といいましても、何から避難をするのか、火災なのか地震なのか洪水なのか、そこを特定しないと全てにわたってどうのこうのという、そういうもの、そういう観点からの答えはできないと思っています。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） それぞれ地震の場合はこう、洪水の場合はこう、火事の場合はこうとかいうふうにはいろいろあるかと思いますが、どれがどういう形になるかはわかりませんが、しかし、洪水であっても地震で家がどんどん倒れてしまったという状況であっても、火災がどんどん発生した、密集地で道路が狭いということで、消防署の方もやはり類焼化する地域というそういう部分で見ている団地です。ですからそういう意味では、普通1軒で済むところが隣近所というふうな形の広がっていくというような地域でもあろうかと思いますが、災害はやはり大きな災害になっていくという可能性が高いというふうに、私は思います。そういう意味で皆さんがこの嘆願書を出されたというところで、そういうことも、この中には、要望の中にはそのような地域だというふうな、栄地域の立地としてそういう地域で密集地であるというそういうことが、地域の要望、嘆願書の中にも書かれておりますので、そういう地域で私は皆さんが認識されていることだというふうに思っております。市は思っていないというふうなことです。そこでもう既に最初のところすれ違いが起こっているというふうに思うんですけども、どう思われますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや思っていないのじゃなしに、それぞれの地域に個性がある、それを特殊な地域という言い方をするのかどうかというのと、避難というのはどういう場合を想定して避難ですかということを行っているわけであって、今野並議員は私の答えをきちっととっておられません。これは何か畳みかけるようにやっておられますけども、そもそも私は自治会の方にも話しましたし、一番最初連合会するときにも自治会長さんがおっしゃって、もうこれは伝わっていると思ったんですけども、その自治会長さんは新しい自治会長さんだったので、そのとき学区の行政懇談会ときにご説明したら、経緯を踏まえて、ご理解といたらこっち側の勝手ですけど、一旦は済んだんですけども、そもそもあの第2保育園が耐震化ができていないというのは、これはもうとっくにわかっていたことです。

私になってから特に3園が、学校はまず問題が半分しかできていなかった。でも保育園もできたら早くやりたい。どちらがリスクが高いといたら保育園です。ただこの3園に関しては、用地を確保しないといけないという前提になっていました。これは大変なことです。野並議員長いこと議員をしておられていろいろ苦情を言っておられたけど、本当に私が「どうするんや」と言うたら、いやいやもう前の市長が民営化するからということで、

野並議員はきたの保育園のあのいかさまです。あれを苦肉の策で、あれは市が偽装していることを野並議員は認めておられるわけです。公立保育園にしようということやったけど、国の制度が変わって公立保育園やったら補助が受けられなくなった。だから民間の体裁をとりながら市が用地を買いにいくお金を積んでいっているということを言われた。あれは私も職員に言ったんですけど、偽装を、国の制度を悪用する偽装を是としたことであって、あのときに私のはっきり言ったと思います。公立保育園でいくのだったら堂々と公立保育園でいったらいいじゃないですか。それを一部の民間の保育園運営主体が入ってくるのは困るから排除するために偽装したと。これこそ私は考えられないとんでもないこと。

私は本当は全員協議会での発言は訂正されるべきやと内々思ったわけですけど、そういったことで問題がたくさんある。その中で私は素直に、できるだけ早くやっていきたいと。まず第2が取りかかろうということで、これは私は用地のことも全然指示していません。売れとか。でも当然スクラップアンドビルドで、あそこで建たないわけです。二千数百平米では。4、5千要る。用地選定も全部オープンの中でまず議会に、大体あそこの近隣で土地が確保できるのだったらどのあたりかというので、選択をして進めてきています。その案の中で用地については当然もう売却と。大きな4、5億の投資になりますから。用地を住宅地として売却という案が庁内で出てきて、これを平成22年度末に1回全員協議会で諮っています。これも方針を出すということで。この方針も、先ほど駅前で都市計画を入れるか入れないかとおっしゃいましたけども、私はきちっと注意をして、現場の先生にまで伝えるようにしてほしいと。中だけで決めるなど言ったぐらいに、あの案はできているわけです。そして地域にも示しています。段取りを踏んできて、住宅地だったらだれも問題は起こらないだろうということできていたわけです。そこにパチンコ屋さんができるとか製造工場がきるわけじゃなしに、通常の住宅地として売却するという方針だったんです。そしたら野並議員がご質問になって今回に至りました。

私は自治会の方にもはっきり言っています。売り急ぎをしないので、まず地域にとっていい方向で考えましょうと。ただいろいろ不思議なことがあるわけです。先般も行きましたらまだやはり騒音があって苦情が来ているとか、前も全協で申し上げましたように、園長が毎朝犬の散歩のフンを取っている。園内です。どなたかが犬を放しておられるのか散歩に来ておられるか。そして園活動に騒音の苦情が来ている。それは他の保育園でも聞いていますから、郊外に持っていくというのは、職員も私も暗黙の前提でした。

その園の移すのと防災とはこれは別でして、だから防災についてはまたそれぞれの地域

のあり方によって考えます。消防車が入らない旧の集落は本当にたくさんあります。本当にたくさん。だから全体を見て安全度を高めるのは私も大賛成ですけども、あれがあるからそのまま残すのか、本当にどこが避難所でいいのかどうか。それと類焼するとおっしゃいましたけども、去年の末か今年の初め、篠原駅前自治会の団地の一角で、失火で火事がありました。それもご当人は気がついておられない。周りが気がついて、高齢者のお父さんは自らと助けで命を取りとめられましたけれども、本当に団地の一角ですけども的確な判断でしたので私もすぐ現場に行きましたが、類焼していません。それを言いましたら、類焼の可能性がたくさんあるけれども、今の消防力とか、それによっては防げるわけですし、あそこなんかもよく似た団地です。篠原駅前の北の団地は。

ですから私も市民のための命は守りたい。安全度を高めたい。でも漫然とその土地を残せという話とは私は別だと思えます。ただ、さっき言ったように売り急ぎをしないので、後のご質問にどうせもう答えますけども、今、先般全協でご協議をさせていただいた上で、回答を今自治会長さんにお渡しをしています。そこに丁寧にお話をしていこうと思っています。

もうここで議論をいただいてもまず究極はそこに尽きると思っています。これは今オバマさんも同じことをやっています。シリアの攻撃。議会の承認は要らないというか私の方が先取りやと思っているんです。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 特殊という言葉がまずければ、そういう密集地域であるということで、篠原駅前団地の火事はやはり消防署も類焼したらあかんということで、相当たくさんの消防自動車、私も見に行きました。すごいたくさんの消防自動車が出てポンプ車も来ていたし、すごい状況で、本当に総力を挙げて類焼しないようにということで頑張ったとって署長さんもおっしゃっておりました。

2点目の700世帯の住民の皆さんが一時避難所として残してほしいと言われるそういう思いは、やはり当然ではないかと思えます。そのために嘆願書も出されております。行政として避難所としては近隣の総合センターを利用するということをおられますが、地域の減災のためには、自主防災の拠点としてあそこの保育園の跡地を使用したいということも嘆願書で言うておられます。地方自治の精神から、今後のまちづくりとしても一時避難所の整備は必要であろうかと思えます。今市長がおっしゃったように、地元自治会と

検討すると、売り急ぎはしないというふうなことをおっしゃっていますので、本当に最善の方策、市民が願っておられることがどこまでかなえられるのかというところであろうかと思っておりますので、この見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも自治会員の方々とお話してはいますが、平成12年に自治会館を建て替えておられるわけです。そのときにはもう第2保育園は耐震対策ができてないということははっきりしているわけです。

野並議員、本当は反問してもいいんですけども、もうしないでいきますけれども、野並議員が本当に関心を持っておられるのだったら、私はあのときに、できたら速やかにあそこの自治会館をあそこへ持ってくるという案にされれば、他の地域でもそういうケースもありますから。私はそういうふうになったらよかったのに。今さら言っても仕方がないんですけども、避難所というのは生きていないとだめなんです。鍵をかけておいて、いざとあけるようなものではだめです。なぜ避難所が基本的に既存の施設になっているかといいますと、これは片仮名で言えばいわゆるアクティブでないとだめなんです。建物があったり土地があるだけでは避難所になりません。そういう意味で自治会館を避難所にするとか、あるいは学校・保育園をするとか、コミセンをするとか、日々使われているところでない役立ちません。よほどお金をかけて維持管理をしとくのだったら別ですけども。

そういう意味では自治会館はあそこに来ていたらよかったんですが、残念ながら別の場所にあります。ただ今後見通して、そういうことも含めても、これは私がご提案したわけですけども、ただ空き地だけを漫然と残しておくというのはこれはまた不審者の問題とか不審火の問題とか結構あって、私は余りお勧めをしません。きちっと管理をされるものだったらいいんですけども、そういった観点でいずれにしても、ここの議会のこういう応答性のないやりとりをしているより、さっき私が言いましたように、きちっと自治会の方と今ご提案をしているわけなので、あれが最後通牒という意味じゃないですので、いい方向を探っていければというふうに思っています。

何か野並議員えらく旗手になっておられるんですけど、それだったらもっと第2保育園のことに自治会のことを平成22年、これ初めて地縁団体になっておられるんです。自らあそこに自治会館をお持ちの野洲市内で初めての地縁団体です。だから過去の経緯と今後のことを含めて、私は決して市民の方の命をおろそかにとか、さっき言いましたように不動産屋さんみたいに土地を売ろうと思っていないので、いい形で話し合いをさせていた

だきたいというふうに思っています。

ただ一方では、さっき道路の補修を早くせよとおっしゃった。あるいは学童保育、60歳以上とおっしゃった。あるいは土曜日とおっしゃいました。これは今ぎりぎり野洲市の厳しい中でやっているわけです。学童保育はそもそも200人ほど待機しておられた前提に成り立っていますけれども、今の出入り自由になったのも、あるいは65歳までは祖父母がおられても入っていただくようにしたのも、これはサービスを広げてきているわけです。これを60歳にしたら、じゃあ55歳でリストラされた方の問題も全く一緒です。その裏には1人当たり1万5,000円毎月裏打ちしているわけです。だからそういうことを考えていただかないと物事は成り立ちません。

きのう私が言ったように、野並議員にかなりほめていただいたけど全部ほめていただかなかった。全部ほめていただいたら野洲市は破たんすると言いましたけど、その1つの例かというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 市長は話にあっちにこっちに飛びますけども集中していきたいと思います。

自治会と本当に話し合いをしていただきたいと思います。高齢化率も65歳以上というのが多い自治会は32.4%ということで、五反田は32.4%です。みすいでんなんかは若い方々が入っておられるので5.4%なんですけども、75歳以上もやはり高い、五反田は10.9%、縄手は12.3%。65歳以上という方々がこれだけおられる。20年も経てば皆さんもう85歳になるという、そのままご健在でおられたら3割以上の方が75歳以上になっていくという、そういうような地域でもありますので、やはりだんだんと体力が衰えていくそういう団地というのか、相互扶助をするにもなかなか大変なそういうふうな地域になっていくというふうに思いますので、やはり自主防災の拠点としてということをおっしゃっています。

もう一つ、管理管理というふうにおっしゃいましたが、私が住んでおります駅前北、あそこのところは公園と自治会館があります。駅前北の公園の面積が1,650平米、自治会館が324平米で自治会館の地代を払っております。第2保育園の用地が1,984平米、ほぼ同じぐらいの面積です。公園という形で草刈りやいろいろな形で自治会が面倒見しています。そういう意味ではフェンスも張って管理もし、ということで自治会館とあそこ

の公園は駅前北の自治会が責任を持ってということか、草ぼうぼうのときもありますけども、頑張って管理もしていますので、そういう意味においては、今この栄の地域では縄手の公園と等価交換というふうなことも自治会の中でそんな声も上がっています。どれだけ総意になるのかわかりませんが、この縄手の公園が678平米です。今自治会館が建っているところがありますので、そういった部分の10年20年先を見越して、やはりあの真ん中のところに一時避難所として活用ができる、そういうふうな話し合いができればというふうに思うんですけども、意向をお尋ねしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えします。先ほどから言っていますように、野並さんは、野並議員は自治会館の会員さんではないです。ですからまず当事者ときちっとお話をしようと思っています。それと野洲駅北も管理はしていただいていますけど多分お金は市から出ていると思いますけど、委託していませんでしたか。自らやっていたいでいるわけじゃないし、何かちょっとそこを正確に言っていたかかないと。地域が自主的に管理、全く自らのお金でやっておられるところと、あそこは公園に位置付けていますから、ですから作業はやっていただいていますけれども、市の公園としての位置付けになっています。だから新たに公園をつくるのか、今ご提案があったように今あるのを統合してと。

だから今から言っても仕方がないんですけど、本当に12年のときにそういう議論、何を考えていたかと思います。まず子どものこと、第2保育園が耐震できていない。速やかにとということがあれば、そこから自治会と話し合っただけで案が生まれていたと思いますけども、あれはあれこれはこれ、今回穏やかにやってきたら急に野並議員が張り切り出したという構図ですので、きちっと自治会の方と丁寧にお話をしようと思っています。

まださっきの何かこれに気が付いておられません。取っかかりだけつくってあと逃げていくというやり方なので、私は責任を持とうと思っています。

以上お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 自治会館の建て替えは、私は自治会に所属していませんので、本当にもう老朽して大変な事態の中で皆さんが決断をされたんです。ですからそれと第2保育園の移転に関しましては、もっと以前からあそこはいっぱい苦情のあるところに建っていましたから。送迎の車がいっぱい通れへんとか、危ないとか、そういう中でもっと以前からあそこの保育園の移転は、もう10年以上、もっと昔、20年ぐらい、とにかく

本当にあそこの保育園の移転の話は言うておりました。その当時も、移転をせなあかん保育園やというふうな担当課の方とも話しておりました。ですから、あその場所が保育園として適地でないということは、もう相当昔からの話で、行政の中にもそれはあったと思います。市長が言われるように、それが民間でさそうというふうなことで、いつまでもほったらかされていたんだというふうに、今私は思いました。公立の保育園として移転をすべき保育園やということは私は発言をしておりましたので、いろいろな意味でいろいろなことが皆さんの声が伝わらない行政であった状況であろうかというふうに思います。

今提案をしていますのは、自治会からの声が上がっている。だからできるだけ本当に、私はあそこを公園として一時避難所として売却でなく残せということに、ずっと言うておりますが、行政との関係ではもう平行線で交わるところがありませんので、だから今最善の方策を考える必要があるということをお話をさせていただきましたので、地域住民の皆さんの願いが少しでも前向いてかなえていただけますように、お願いしておきます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（三和郁子君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。なお、反問の質問は議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） 今野並議員がおっしゃったように経過があるわけです。それで私はきちっと地域と話しましようと言っているのに、すれ違いとおっしゃいました。すれ違っていないと思います。私は自治会の役員さんともお話をしましたし、文書も受け取って、そして今までの前提を含めてお答えをしています。それと私が気になったのは、第2保育園の問題意識は何かといったら苦情があったからどこかへ行かんといかんと。私が問題視しているのはそうじゃなしに、幼い子どもたちが安全でない施設でいつまでも保育を受けていたことを速やかに解消しないといけないという、そこを言っているのに、もう全然論点がずれています。

これが、さっきも言いましたように根幹なんです。職員は、現場の職員と私もしゃべりましたけども、現場の職員が出て行ってくれと言われていたという認識です。騒音、駐車場、だからもうすべからくその跡地をどうのこうのということよりは、まずはあそこから別のところへ持っていかないといけない。当然面積もふやさないといけない。駐車場も要

る。ですから今野並議員がはしなくもからくも何というのかおっしゃったように、騒音とか駐車場問題である場所からは出て行ってくれという潜在的な地域からの要望があるという前提で物事が始まっています。これは結構不幸な関係だと思っています。

先般も第1保育園の自治会からも騒音と車で私への手紙が来ました。今後は、今、むしろ地域、ここに地元の議員さんもおられますけど、私も移転を考えていましたけども、地域から協力するのであそこに残してほしいということで、地域とお話をして、今用地の交渉をしている最中なので、しばらくお待ち下さいと。それが伝わっているはずなのに、もう何とかせえ、駐車違反が困る。こういうことの繰り返しでやってきていい関係になっていないのが、今回私はこうなっていると思いますので、やはり双方がそれぞれの今までのことを向き合いながら、いい方向にやっていくべきであって、今はしなくも野並議員が、騒音、駐車場で出て行ってくれということやから私は早く出て行かんといかんとおっしゃったんですけど、そういう論点で今まで物事を考えておられたのか、子どものことから移転を考えておられたのか、そこを確認したいです。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 耐震化の問題は阪神淡路大震災、あのときにもう全部の公設保育園、幼稚園、小学校、中学校、公の施設、その耐震化がどうなっているのやという質問をさせていただきました。年次計画で、まずそういう子どもたちがいるところからまず耐震化を図っていくべきやというそういう質問もいたしました。議事録を見て下さい。子どもの命、公で避難しなくてはならない場所が避難できないというふうなことでは、住民の命を守っていくことはできないという、そういう基本でスタンスで発言はいたしております。基本は当然それです。

第2保育園は、だからあそこで耐震をするというのでは、もうあその場所では、地域のとにかく大変な事態を知っていましたので、あその場所で耐震というのではなくて移転ということ、だから発言をいたしておりました。そういうところです。

平行線というのは、自治会とのじゃなくて、私はあそこは公園として一時避難所として、売るのではなくて残してほしいということを行っている。行政は売るという、この平行線です。自治会はそうじゃなくてももう等価交換とか、いろいろな形を言っておられるので、そういう意味では自治会の皆さんの願いをぜひかなえていってあげてほしいというところなんです。

以上です。

○議長（三和郁子君） 野並議員、座って下さい。まだ今休憩中ですので。

（発言する者あり）

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午前11時15分といたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。私語は慎んで下さい。

通告第9号、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、3点について一般質問を行います。

まず1点目に、憲法問題についての市長の認識、見解をお聞きしたいと思います。市長自身ご承知のように、先の参議院選挙で、安倍首相は憲法第96条、すなわち憲法改正条項を党略的な思惑で改憲発議、現行の国会議員3分の2以上から2分の1以上に引き下げたことを、参議院選の争点にしました。しかしこれは単なる憲法改正の手続き論ではありません。その先には戦争放棄を定めた第9条の改正に道を開くためのものであります。今、なぜ憲法改正を声高に進めようとしているのかであります。1つは、昨今北朝鮮や中国との関係を考えても憲法の改定が必要だと言います。また戦後押しつけられた憲法であるという主張もしています。しかしこの論議には道理がありません。力と力の立場に立って、国際問題、紛争を軍事力で解決するというのは、21世紀の国際道理とは相入れません。また、北朝鮮問題や中国、韓国との領土問題などにしても、何よりも求められるのは、緊張と力の対決ではなく、道理に立った外交交渉によって解決を図ることです。

すなわち、今大事なことは、日本が憲法第9条を生かした、平和外交によって世界に貢献することであります。近代の立憲主義は、主権者である国民が憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っています。国家権力が国民を縛るのが憲法ではありません。ですからそのため憲法の改正発議要件も、そのときどきの政府権力者が都合のよいように簡単に憲法を変えることができないようにされています。この憲法改正の発議要件を緩和することは、まさに立憲主義を根本から否定するものであります。

以上、憲法は国民が権力の暴走をとめること、憲法は決して権力が国民を縛るものではないこと、憲法を容易に改正することは時の権力支配を思うままにするという危険なものになること、96条改正の行き着く先は、先ほど言いましたように第9条の改正であり、戦争のできる国家体制づくりだと思えます。

以上、憲法について論じましたが、これは単に国政上の問題ではなく、国民、すなわち

市民と地方自治の問題でもあり、市民、国民の平和と安全の問題でもあります。この際、安倍政権が進めようとしている憲法96条及び9条の改正について、市長の見解をお聞きいたします。

2番目に、高島市饗庭野演習場でのオスプレイ使用訓練についてお聞きいたします。この問題についても市長は十分ご承知のように、滋賀県の饗庭野演習場で10月に行われようとしている日米共同訓練で、新型輸送機オスプレイを使った訓練を行う方向で最終調整していることが明らかになりました。県民から強い怒り、不安が出されています。

オスプレイは自動回転機能がない欠陥機で、墜落事故を多発させています。日本の法律ではオスプレイのような回転翼機の飛行を禁止しているにもかかわらず、配備を強行したことに、今や沖縄をはじめ全国で反対の声が広がっています。既に沖縄に配備された12機は、オスプレイ配備に関わって日米両政府が、飛行は人口密集地を避けることなど、安全対策なるものを合意したにもかかわらず、それさえも無視をしながら飛行訓練が行われ、沖縄の負担軽減と言いながら県民を苦しめています。沖縄県議会では、先月11日、追加配備に反対し、オスプレイの全機の撤収を要求する決議を上げているなど、オスプレイ撤収はオール沖縄の声となっています。

先に言いましたように、そもそもオスプレイは特殊部隊の輸送などを主な役割としており、戦地への兵士投入のため、危険な降下訓練や低空飛行、夜間訓練などの訓練を行う恐れもあり、滋賀県民として饗庭野演習場の対岸となる野洲市においても、市民の安全を考えれば到底認めることはできません。そうでなくても、これまで饗庭野演習場での実弾発射訓練は野洲市まで地響きが確認されています。野洲市民にとってまさに危険と隣り合わせになると言っても過言ではありません。

日本共産党滋賀県委員会は、既に昨年10月、日米両政府はオスプレイ訓練を沖縄から本土の自衛隊、施設に分散して実施するとしており、日本全土で実施される可能性があるとして、滋賀県が問題のらち外とは言えないと指摘し、嘉田県知事に、オスプレイ配備に反対することを求めてきております。去る8月22日、嘉田知事は「コメントは差し控える」、また23日には「関西広域連合で議論すべき」と報道されていますが、このような発言は、私は知事自身は事実上オスプレイの訓練を容認しているのが前提のようにも受けとめます。県民の安全と安心に責任を持つ知事として、直ちに日本政府及び米国政府に対してオスプレイ配備の撤回を求めること、また共同訓練の中止はもとより、オスプレイによる訓練の中止を求められるよう、知事も強く求めるべきだと私は考えています。

よって同様に、市民の命と安全を守るべき責任を持つ野洲市長として、オスプレイ配備、撤回、及び饗庭野演習場での訓練中止を日本政府及び関係機関に求められるべきと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

3点目に、野洲市のまちづくりについてお聞きいたします。新市、野洲市が誕生してはや9年です。この間、合併後の新市としての市総合計画の策定と改定をはじめ、一連の所計画も策定され、今後本格的なまちづくりの時期を迎えたと思います。このような中で、地方自治体の役割は何かと考えますと、言うまでもなく、地方自治法第1条には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとしてとされています。

同時に、私は、地方自治とまちづくりを考える場合、大事なことは2つの留意点があると思います。まず1点目に、市民福祉のあり方は、単に財政論のみを論じていいのかであります。つまり市民が、この野洲市に住んでよかった、高齢者が長生きしてよかった、子育て安心のまちであり、若者が定着し、まちに活性化と活気、ひいてはそれにより税収も伸びるというまちづくり。2点目には、本市のよき歴史と伝統文化を継承し、さらには野洲市の自然と環境を生かした地域産業と観光行政の諸施策推進によるまちづくりだと思います。

その意味では、具体的に言いますと、1点目には、これまでも要望してまいりましたが、子どもの医療費の無料化拡大や、県下で4番目、都市によっては5番目になりますが、高い国民健康保険税の問題、また国が就学援助費でクラブ費やPTA会費等を補助の対象にし、地方交付税に算入しましたが、しかしこれを本市では補助していない問題などがあります。

もちろん市長が子育て安心のまちづくりへ、これまでも言ってきましたように学童保育所の整備を行ったこと、あるいは学校の耐震化等々、これらについては評価するものがあります。しかし全体を見た場合、先ほど言いましたように、子どもの医療費の無料化拡大については、これまで要望してきましたが、財政負担などを理由に行っていません。また、高い国保税の引き下げにしましても、国保は互助制度、医療保険間の公平性などを理由に、一般会計からの繰り入れを大幅に減額までしています。これがひいては高い国保税につながり、その結果、今議会に提案されています前年度決算を見ますと、平成24年度決算では、基金と繰越金の合計では2億8,712万円、また、その後の平成25年度末の見込みでは3億1,700万円にもなるとされています。一方就学援助の補助拡大についても、

一般財源化、すなわち補助の対象になったとしても、実施するかどうかは市町村の判断として、国が補助の対象にしたにもかかわらず実施していません。

これらを考えますと、私は、このような行政姿勢は、地方自治体のあり方から見て本当にこれでいいのか、問われていると思います。地方自治を考える場合、まず大事なことは、先に申しましたように、地方自治法で、地方公共団体は住民の福祉増進を図ること、地域における行政を自主的総合的に実施する役割を担うとされています。

つまり地方自治は総合行政でありまして、また行政運営、財政運営は、市民が主人公でなくてはなりません。ですから、国保税にしても、子どもの医療費にしましても、就学援助にしましても、この立場で考えることでありまして、互助制度である公平性の観点とか、実施するかどうかは市の判断ということではなく、市民福祉を守る、医療を守るという観点、さらには単に個人に対する給付、補助という観点だけではなく、野洲市のまちづくりの観点から考えるべきだと思います。このことが、子育て安心のまちづくり、子どもの医療、教育なら野洲市が一番、長生きしてよかったというまちづくりを進めることが大事だと思っています。

そこでお聞きしますが、県下では米原市が来年度から中学校卒業までの通院医療費の無料化を実施すると報道されています。現在県下でも全国的にも広がっています。本市でも実施すべきと考えますが、見解をお聞きします。また、就学援助費の拡大でも、国が補助の対象にしたにもかかわらず実施するかどうかは市の裁量、先ほど言いましたように言っています。行わない。これで行わないのは、私は地方自治体のあり方が問われていると思います。この際、本市でも実施すべきと考えます。

さらに国保税についてもきわめて高い国保税であり、大幅な値上げの結果、基金が市が言う目標の2億円も超えています。一方で、監査委員も指摘がありましたように、徴収率が低下しています。この際、国保税の引き下げを行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、まちづくりの2点目には、本市の場合、ご承知のように琵琶湖と三上山、また野洲川、家棟川など、山、川、湖を備えた地域です。つまりこれを生かしたまちおこし、自然と観光を生かしたまちづくりを行うことです。

この点では、昨日も質問でありましたが、一例を申し上げますと、本市では野洲川改修におきまして多くの自治会の川に水が流れなくなりました。水環境に富んだ集落が見られなくなりました。市内でもかつてのような豊かな水が流れる河川が復活できないものかと、

強い要望はございます。この件で守山が、30日からの定例市議会に、地域の水路に水を復活させる事業に取り組むとして、調査費200万円を計上するとしています。言いたいのは、守山市では水環境を生かしたまちづくりは市の大きなテーマであり、早期に実施したいと発表しています。すなわちこの点でも、まちづくりの具体的なポリシーを感じます。これは1つの例として申し上げましたが、野洲市においても、そういう意味で、山、川、琵琶湖を生かしたまちづくり、まちおこし、観光、地域産業振興をすべきだと思います。

野洲市でも市総合計画を基本に具体的な計画として、商工業指針あるいは農業振興計画などがありますが、それはいいのですが、しかし全体として、行政が主体となって農業振興、産業振興、観光施策などを行うということは、必ずしも十分でないと感じています。確かに本市の場合は、これらの取り組みが市民レベルで行われている点は、私が近隣で調査した中ではトップクラスだと思います。また、これらの取り組みについて、行政一体で推進している点も評価します。しかし、行政自身が主体的に計画と施策をもって、先ほどの例も申し上げましたが、そういう立場で進められているかということ、一考を要すると思います。

例えば農業振興指針そのものを批判する立場ではありませんが、全体として国の施策の枠内事業において、国の補助事業を中心としたメニューだと思っています。今、それだけでなくとも本市でも農業の衰退は否定できません。例えば兵主学区の例を見ましても、市全体でもありますが、農業就業者の減少に伴い、全体として人口の減少、子どもの人口が減少をし続けています。このままでは、いざTPPとなれば、農業のみならず、私は農村集落の疲弊、崩壊までつながりかねないと懸念をします。その意味では、もっと抜本的な市独自の振興施策が必要でないかと思っています。

一方先ほど申し上げましたように、山、川、琵琶湖を備える本市において、これを生かしたまちおこし、観光産業施策が必要であります。このままでは漁業も衰退の一途をたどるのではないかと思います。市民レベルでは、家棟川観光遊覧船やでんくうの会の活動など以外にも、多様な活動がされておりまして、琵琶湖の環境保全や観光振興などに取り組みがされています。加えて、私は行政自身が行政として、産業観光計画を策定し、積極的なまちおこし、産業観光施策を進めなければ推進できないと思っています。この際、この意見、指摘に対して市長の見解をお聞きしたいと思います。

以上で、一般質問とします。なお再質問は行いませんので、答弁をよろしく願いいたします。

一般質問の最後に、私事で申しわけありませんが、一言申し上げます。

私は今回、今限りで議員を引退させていただくことになりました。合併前の中主町、そして現在の野洲市と、通算34年間町政、市政に参画させていただきました。この間、執行部の皆さん、同僚議員の皆さん、ご指導ご鞭撻にお礼を申し上げます。思い起こしますと、この34年間、合併前の中主町では、初当選直後、予算書を見れば町議会だけで食糧費が約80万円計上されておりました。これをやめよと追及いたしました。これに対して、こんな質問は懲罰だという発言封じもありました。また、中主町時代、野田沼干拓の不明朗な開発、それとイオン進出問題など、大きな課題、問題がありました。一方当時、全県50市町村で一番高かった国保税の引き下げを、町民の皆さんと運動を進め、引き下げが実現できたことなど、昨日のこのように思い出されます。また、合併と前後して、新幹線栗東新駅の反対運動、現在では新病院整備問題など、そのときどき、町政、市政のあり方が問われる課題がありました。これを考えるとき、私は正論は必ず通る、歴史の歯車は前進する、決して後戻りしないことを、議員生活の中で体感、実感しました。私はこの34年間の活動を糧として、これからも一市民として野洲行政が一層市民本位の市政に前進するため、微力を尽くしたいと考えています。改めまして、市民の皆さん、執行部の皆さん、同僚議員の皆さんにお礼を申し上げますと共に、今後も野洲市政の発展を願いまして、一般質問といたします。ありがとうございます。

(拍手)

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問にお答えをいたします。

まず憲法問題についての認識でありますけれども、まず憲法改正ですけれども、これはもう当然憲法に改正手続きが定められておりますので、改正そのものには私は否定的ではありません。ただ、現時点でのどうかということについては、これはもう既に公開の場で明らかにしていますけれども、市長の立場としてでありますけれども、市民サービスを満たすためには現行の憲法の枠内で十分対応が可能であり、憲法の改正は必要はないと思っています。それよりも、まだまだ市民サービスを充実したり、あるいは市、町、村、基礎自治体の権限をふやすような法律改正、あるいは財源の移譲が必要であると考えています。

次にオスプレイの試用訓練についての問題ですけれども、これは今小菅議員がお話しされましたように、国レベルで、日米の共同の訓練ということで話が動いています。直接私どもには一切情報が入って来ていません。一定のところになれば、情報が来るようでありま

すけれども、今のところは、市としては一切情報を持っておりませんので、見解なり対応は、市としてはしかねると思います。ただ、当然市民の安全は大事でありますので、それに関して何か課題がある、あるいは懸念があるということであれば、これは強く発言をしていきたいと考えております。

以上お答えといたします。

次に、中学校卒業までの通院医療費無料化についてであります。これももう長々とお答えするよりは、米原市が今度やるみたいですが、私も就学児の子どもさんが病院に行かないといけなくなれば負担が軽い方がいいと思っています。ましてや、若年扶養者の制度が控除がなくなっていますので、児童手当になっても逆ざやになっているという中では支援ができればいいとは思いますが、単純に財源の問題です。先ほども廃棄する保育園をなくそうとしたら「いや待ちなさい」と。お金がどこから出るのかなと私は思うんですけれども。それと前から言っていますように、びわこ学園の土地の返済が6,000万です。私も賛成じゃないけど工業振興助成金が5,000万です。これがあればできます。でも今野洲市の財政は、本当にぎりぎりです。野並議員、昨日のご質問で、3億8,000万黒字になっているからおっしゃったんですけど、実際は2億強の赤字です。ぎりぎりです。だからその中で、今これができるかできないか。それはできるまちがありますけれども、できるんですけども他のことをやっていません。だからもうそういう話だと私は思っています。

次に就学援助制度の拡大について。これも制度は前もお話があって私も言いました。制度はよくわかっていますけれども、これも財源の問題、あるいは規律、あるいは公平性の問題で、現時点では対応はできないというふうに考えております。そのかわり、朝の質問で教育長が答えましたように、加配なり、学校現場での可能な限り、これも厳しい中ではありますけれども、現場の要望を最大限入れてやっていますし、あと学童保育でも、7,700万も発達障がい、あるいは障がい者の人のためにやっている。こんなまちは多分ないと思うんですけども、私はこれでいいとは思いませんけども、検討会でもそこは市が受けてほしいと、あとの部分についてはもう少し経費の費用負担はみてもいいとおっしゃっているのです。きちっと情報開示をしながらやっていこうと思っています。

最大限無駄は省いて、可能な限り、私は就任当初から言っていますけど、摩擦係数は限りなくゼロに近付けて、いただいたものはお返しをしたいと、市民サービスで還元したいというふうに考えています。

ただ、財源よりはサービスとおっしゃいますけども、サービスを供給するのは、きのう高橋議員がおっしゃったように人です。基本的に人です。あと施設も要ります。それはやはり財源がなかったらできません。一生懸命そこを、後でねぎらいの言葉はおかけしようと思っていましたけども、小菅議員、長年の経験でそこはむしろ私よりよく知っていたのではないかと思いますので、今の就学制度、援助制度につきましても、できるものならやりたいと思いますが、財源と、あと財政の公平性、市民サービスの公平性の観点から、今言ったようなことかというふうに思っております。

あと国保税の引き上げについてもこれは全く一緒でして、国保という制度になっている限りは保険の中で回す。ただ、これもいろんなものが公的負担をしているわけですが、いわゆるフローの中は、これは負担と受給が均衡がとれないといけない。問題があるのであれば他で解決をするということだと思っています。

日本は原発がとまってから地球環境問題への取り組みが少し鈍っていますけども、地球環境問題の根幹というのは、やはりだれかが何かをやればそこでエネルギーが消費されて、CO₂が発生すると。その1つの重要なのがやはりプライスシグナルと言われています。価格メカニズムをきちっと公開をして、かかるところにはきちっと負担を求めない限りモラルハザードが起こります。

そういったことから私は市民に厳しくしたいわけじゃないんですけども、国保という制度を根幹から変えていくのだったらわかりますけども、それをやらないで、値下げをするために一般財源から市民の中で回っているお金をつぎ込むというのはいかがなものかなというふうに思っています。

ただ保険が残って、市民生活が成り立たないという危機的状況であればこれは別ですけども、いろいろな減免措置等も組み合わせていますので、現時点では小菅議員とは考えを異にするというお答えにさせていただきます。

何か再質問していただかんといかんかもわかりませんが、心配になってきました。

次に、最後ですけど、まちづくりでありますけども、これは私はまちづくりは重要ですし、当初から琵琶湖、あるいは三上山、河川、これを生かしたいんですが、この5年間、まずやはり財政の問題、学校の耐震化の問題、そこにお金もそうですし、人もそこに注ぎ続けています。一定の目処が立ったら今おっしゃるようなことはやっていきたいと思っていますけども、若干見解が異なります。

まず、私は当初から、ある意味で持論ですけども、まちづくり、これは市民サービス、

市の行政のサービスもそうですが、NPOとか各団体も実質は同じだと思うんですが、やれることというのはやはり支援だと思っています。当事者と支援の関係だと思っています。伸びようとする市民、企業がよりよく伸びられるように、教育とか文化とかスポーツ、あるいは事業、それを支援する。それと、困難な状況にある個人、企業を支援する。これは生活保護とかいろいろな苦境に陥っている事業者への支援。きのう梶山議員も中・小の事業者への相談とかおっしゃいましたけれど、それも含めてそうだと思います。その根幹が、総合的な今の市民生活相談、あるいは就労支援、独自のサービスもそれがあからやっているわけですし、ものづくりは、むしろ積極型の支援の1つの独自のメニューだと思っています。それとあとは秩序を守ることと安全だと思っていますので、市が主体になるというよりは、それぞれの主体がやられることをサポートする。市が主体になってやれとおっしゃったら、これは今、もうごく一部、世界に残っている国家体制をもう一回戻すようなことで、これは逆に持続の可能性を阻害すると思っています。

農業振興計画も、当初から言っています。今までは国の農政だったけども、少しでも市の観点で入れてきたい。当然ベースは国の農政をそこへ取り込んでいかなかったらだめで、何か中身を見たら9割、8割が国の農政だ。これはもう当初からそうです。そこに5%なり数パーセント入れていって大きく変えていけるかどうかということでもあります。

あえて例で言われたので、きのうも西本議員が隣の町の水のことを言われました。私も水は大事だと思っていますけども、これも地球環境問題と一緒に、下から上へ水を人為で上げるということは、そこにエネルギーが使われていると共にお金が使われてCO₂が出ています。確かに天井川があって湧水があった。それを天井川をなくしたら湧水は減ります。家よりも高いところに水があったわけですから。だからどちらをとるか。

ただ確かに修景の水とか重要ですけども、先般も市民から市長への手紙で、水道料金を安くしてほしいと。安いんです、野洲は。1,000円下げていますから。隣の町はただにしておられると書いていました。当然、何か1年だけ基本料金を550円下げられた。そのイメージが残っているから、隣町は安いと思っておられますけれども、基本料金は数百円野洲の方が安いです。

水もそうでした、守山の例をあえて出されるのであれば、本当に琵琶湖逆水が可能かどうか。それは可能じゃないです。今日の新聞に載っているように、ニューダムで異常渇水のときの水をどこで稼ぐのか。琵琶湖で稼ぐのだったら水位が上がる。だからダムという案だったんですけどこれは問題解決できていません。琵琶湖の水利権は張り付いているわ

けで、不思議なんです。責任を持って琵琶湖逆水と言えるかどうかです。野洲川のダムも、きのう部長が答えましたように、水利権があって許可じゃないんです。許可の問題と違って、水源開発をするか、水を自ら稼ぎ出しているかどうかです。ダムというのは水を稼いでいるわけです。とめることによって。

だから私も水は大賛成ですけども、安易に隣町でやっているからやれとかいう無責任な議論には私はくみできないと思っています。水は重要ですけど真剣に考えないとだめだと思っています。

以上、まちづくり、私は琵琶湖親水はもう大賛成ですけども、やはりその裏には、財源、制度があると思っています。幸いご評価いただいたように、市民活動は盛んですし、本当に前向きにたくさん市民、あるいは団体で取り組んでいただいていますので、そういった動きと一緒に安心できる豊かなまちづくりを進めていきたいと思っています。

長年の町時代を通じての小菅議員の鋭い観点での、全て一致をしないとは思いますが、鋭い観点でのご指摘ご高見、そして私も5年弱のお付き合いでしたけども快く議論させていただいたことにお礼申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

以上、ご答弁といたします。

○14番（小菅六雄君） それではありがとうございました。終わります。

○議長（三和郁子君） 小菅議員、議員生活で最後の一般質問、最終日、大変お疲れさまでございました。

以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明5日から9月19日までの15日間は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。

よって、明5日から9月19日までの15日間は休会することに決定いたしました。

なお念のために申し上げます。来る9月20日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前11時49分散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年9月4日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 内 田 聡 史

署 名 議 員 田 中 良 隆